

## **令和 8 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画**

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針<sup>1</sup>に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 8 事務年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

### **1 監査事務所をめぐる環境**

#### **（１）監査業務の動向**

##### **ア 上場会社監査の担い手の状況**

- ・ 上場会社等監査人登録制度においては、令和 8 年 6 月末時点において、130 事務所が上場会社等監査人登録名簿に登録されている。
- ・ 上場会社の監査においては、大手監査法人<sup>2</sup>のシェアが時価総額ベースで 9 割を超える状況が続く中、令和 8 年 3 月末時点における上場国内会社 3,843 社の会計監査人の内訳は、大手監査法人が 2,177 社、準大手監査法人が 610 社、中小規模監査事務所が 1,056 社となっている。
- ・ 令和 7 事務年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）における上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は 132 件となっており、令和 6 事務年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）の 196 件から減少している。また、監査事務所の規模別の異動状況を見ると、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へ交代する傾向は続いている。
- ・ このように上場会社監査の担い手の裾野が広がる中、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、中小規模監査事務所の経営基盤（品

---

1 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。  
第 8 期（令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月）については、令和 7 年 5 月 28 日に策定・公表。令和 8 年 7 月 17 日改正（<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonhoushin/20260717/20260717.html>）

2 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の 3 つに分類している。

- ・ 大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC Japan 有限責任監査法人の 4 法人を指す。
- ・ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の 4 法人を指す。
- ・ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤及び国際対応基盤）の強化や情報開示の充実などを目的に、各種の支援策（改訂品質管理基準に関するツール及びQ&Aの公表、デジタル化の支援、監査事務所の育成やサポートを目的とする直接指導等）を実施している。

- ・ 上記のほか、準大手監査法人などが中心となり、中小規模監査事務所の監査品質の向上を実現することを目的として、令和6年4月に「一般社団法人監査支援機構」が設立されるなど、協会を含めた監査業界での支援の動きが見られる。

#### イ 不正会計事案の状況

- ・ 近年、不正会計事案が増加傾向にあり、新規上場企業や日本を代表する企業における事案など、社会的影響の大きい不正会計事案も発生している。これらの不正会計事案は、市場区分を問わず発生しており、様々な規模の監査法人が監査を担当している。
- ・ 不正会計の手口としては、架空仕入・原価操作、売上の過大計上、在庫の過大計上、循環取引等の不正が多く発生しているとされている<sup>3</sup>。また、発生要因としては、強力な権限を有するトップによるプレッシャー、国内外のグループ会社に対する管理が十分でないなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスや内部統制の機能不全が挙げられる。
- ・ 財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は当然に経営者にある。他方で、監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査の実施が一層重要となっているほか、職業的懐疑心を発揮した財務諸表監査における重要な虚偽表示リスクに係る評価や対応手続等の見直し、内部統制監査における評価範囲等の見直し等を行う必要がある。

## （２）監査事務所における課題

### ア 不正会計事案における課題

適正な財務報告を行う第一義的な責任は企業及びその経営者にあるが、不正会計事案が発生した場合には、重要な虚偽表示リスクへの対応など監査が十分に機能していたのか与えられた使命に照らし監査事務所の責任が問われることになる。

---

3 （出典）「上場会社等における会計不正の動向（2025年版）」（日本公認会計士協会、令和7年7月23日公表）

## イ 品質管理上の課題

### ○大手監査法人における課題

大手監査法人においては、本部品質管理部門と事業部との連携は進んでいるものの、改善施策の監査現場への浸透状況・実効性の検証等が課題となっている。

### ○準大手監査法人における課題

準大手監査法人の中には、以下のような課題がある監査法人が認められる。

- ① 経営層が、現行の監査の基準等が求める手続の水準の理解不足が生じている監査実施者が存在する実態を把握できていないなど、法人全体における監査の品質の水準を的確に把握できていない。
- ② 経営層が、職業倫理や内部規程等を遵守する意識を十分に保持しておらず、監査の品質を重視する風土の醸成や、実効的かつ組織的な業務管理体制の構築に向けた意識が不足している。
- ③ 経営層や品質管理部門による改善施策の実効性の検証が不十分である。
- ④ 監査現場の実態を踏まえた、監査業務ごとの人的・時間的なリソースの十分性の検証が不十分である。
- ⑤ 特定の地区事務所の品質管理が不十分である。

### ○中小規模監査事務所における課題

中小規模監査事務所の中には、以下のような課題が認められるなど、上場会社の監査を実施するために更なる態勢整備が求められる監査事務所がみられる。

- ① 経営層が、法人全体における監査の品質の向上に向けたリーダーシップを十分に発揮していない。
- ② 経営層が、現行の監査の基準が求めている品質管理及び監査手続の水準の理解不足が監査実施者に生じている状況を把握していない。
- ③ 品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同種の不備の発生を防止するための深度ある原因分析の水準を理解していない。
- ④ 職業的専門家としての倫理観が欠けており、誠実性・信用保持を軽視する風土が形成され、まん延する状況を助長・放置している（監査調書の組織的な改ざん等）。
- ⑤ 法人全体における監査の品質を批判的に検討する姿勢が不足している（他の社員が実施した個別監査業務の品質を批判的に検討する意識の不足等）ほか、職業的懐疑心を発揮して、経営者の主張を批判的に検討する意識が不足している。

- ⑥ 監査リスクに対応した十分かつ適切な監査証拠を入手したかを慎重に見極める意識が不足している。
- ⑦ 法令及び品質管理に関する基準を遵守する意識が不足しているほか、内部規程を適切に整備して遵守することが不可欠であることを理解していない。
- ⑧ 監査現場の実態を踏まえた、監査業務ごとの人的・時間的なリソースの十分性の検証が不十分である。

#### ○個別監査業務における課題

監査事務所の規模を問わず、会計上の見積りに係る監査及び不正リスクに対応した監査（収益認識における不正リスクの識別と評価、不正リスクへの対応を含む。）に関する不備が継続的に認められるほか、監査上の主要な検討事項（KAM）に係る手続においても不備が認められる。

### （３）国際的な監査監督機関等の動向

審査会及び金融庁は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）<sup>4</sup>に必要な支援を行っている。

IFIAR は、6大グローバルネットワーク<sup>5</sup>と継続的に対話を行うほか、審査会を含む監査監督当局が実施した検査における指摘事項を取りまとめた「2025 年検査指摘事項報告書 (Survey of Inspection Findings 2025)」を公表するなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んできている。

## 2 モニタリング<sup>6</sup>基本計画

審査会は、令和 8 年 7 月に「監査法人に対するモニタリングの進め方の見

---

4 平成 18 年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和 8 年 6 月末時点で、我が国を含む 57 개국・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

5 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton の 6 つのグローバルネットワークを指す。

6 モニタリングとは、オンサイトのモニタリング（検査）とオフサイトのモニタリングの両方を含む概念である。オフサイトのモニタリングは、協会の品質管理レビューの結果の審査や金融庁関係部局、会計監査に係る業界団体等からの情報収集・分析等による監査事務所のリスクの把握、報告徴収による検査の改善状況のフォローアップなど、検査以外のモニタリング活動全般を指す。

直し」<sup>7</sup>を公表した。これを踏まえて、本基本計画を策定する。

監査を取り巻く環境・課題や監査事務所のリスクを適時・適切に把握し、それに基づき効果的かつ効率的に検査を実施するなど、オンサイトのモニタリングとオフサイトのモニタリングをより有機的に連動させて対応を図っていく。

## (1) 検査の実施

リスクベースで検査を実施するほか、虚偽証明等<sup>8</sup>の疑義がある監査事務所に対しては、虚偽証明等の検証も行う。また、監査を取り巻く環境・課題や監査事務所のリスクを適時・適切に把握し、それに基づき効果的かつ効率的に検査を実施するため、よりの確に検査リソースを配分する。

### ア 実施頻度等

- ・ 大手監査法人については、フルスコープ検査<sup>9</sup>、フォローアップ検査（フルスコープ検査での指摘事項の改善状況の検証を中心とする等）に加え、品質管理システムの運用状況等にターゲットを絞った検査や、特定のテーマを横断的に把握する水平的レビュー<sup>10</sup>等のオン・オフのモニタリング手法を活用し、通年モニタリング<sup>11</sup>を実施する。
- ・ 準大手監査法人については、原則、2年に一度の頻度でフルスコープ検査を実施する。ただし、品質管理の状況が向上し、継続的に業務運営が良好な法人については、リスク・品質管理の状況を踏まえた検査頻度の見直しを検討する。また、所属するグローバルネットワークの状況や品質管理の手法等も勘案し、大手に準じた検査の取扱いとすることも検討する。
- ・ 中小規模監査事務所については、協会が実施する品質管理レビューの結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、リスクベースで検査先を選定しフルスコープ検査を実施する。

上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き

---

7 「監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し」

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonhoushin/20260717/20260717.html>)

8 虚偽又は不当の証明（虚偽証明等）の検査は、令和4年5月の公認会計士法改正により審査会の検査権限が拡大し、実施が可能となった。

9 業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況を検証し、総合評価を付す検査。

10 水平的レビューでは、特定のテーマ（例えば、「監査業務におけるAIの活用状況」）を対象として4法人を横断的に検証し、特徴ある先進的事例等の把握に努める。テーマによって、オンサイト・オフサイトの手法を活用して実施する。

11 大手監査法人については、年間を通じて担当の検査官を任命し、継続的かつ専断的にモニタリングを実施する。

続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。

- ・ 監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合、虚偽証明の疑義がある場合には、機動的に検査を実施する。

#### イ 実施方法

- ・ 審査会は、令和2事務年度以降、対面でのヒアリング等による従来の検査手法に加えて、監査事務所から借り受けたパソコンによる監査調書等の閲覧や、ウェブ会議の利用によるヒアリング等のリモート（オンライン）での検査手法を活用してきている。
- ・ 審査会においては、引き続き、双方の検査手法を活用した検査を実施するほか、検査手法等に係る意見聴取等を通じて、検査の更なる改善に向けた検討を実施していくこととする。
- ・ オフサイトのモニタリングについては、情報分析やヒアリングを基本としつつ、必要に応じて、監査事務所に直接赴いてヒアリング等を実施する。

### （２）検査後の改善フォローアップ

- ・ 準大手監査法人に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知と同時に実施する報告徴収を通じて改善状況のフォローアップを実施する。
- ・ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知から一定期間経過後に、その対応状況をヒアリングにより把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。
- ・ 事務所の規模に関わらず、検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果通知と同時に実施する報告徴収等を通じて改善状況のフォローアップを強化し、実効的な改善を促す。

### （３）情報収集・分析等

#### ア 基本的な考え方

- ・ 我が国の監査事務所全体に係る監査品質の確保・向上を促すとともに、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢の構築を促す観点から、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時・的確に把握する。なお、情報収集に当たっては、監査事務所等の負担に配慮し、検査や監査事務所等との対話で得られた情報を活用するなど、効率的な実施に努める。
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行

の観点から、定期的<sup>12</sup>に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し、分析する。

- ・ 中小規模監査事務所に対しては、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜収集<sup>13</sup>し、分析する。また、中小規模監査事務所に対し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、ヒアリングを併せて実施する。
- ・ 協会の品質管理レビュー結果等や被監査会社の決算の訂正状況等を分析し、監査事務所のリスクを適時・的確に把握する。

#### イ 監査事務所との対話

- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との間で引き続き定期的な対話を行い、各監査法人における最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、当該監査法人及び監査業界が抱える問題等を把握の上、問題認識の共有を図る。
- ・ 上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所等の経営層との対話を引き続き実施する。

### （４）虚偽証明等の検証

審査会は、監査証明業務に対する公正性及び信頼性を確保するために、企業が作成した財務書類に虚偽の記載が認められた場合には、個別の監査について虚偽証明等が行われたかという観点からの検証を行う。

なお、虚偽証明等の検証を実施する際には、金融庁、証券取引等監視委員会、協会、金融商品取引所等の関係機関と緊密に連携する。

### （５）業務の運営の状況のモニタリングにおいて重視する事項

上記「１ 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、本事務年度のモニタリングにおいては、以下の事項を重視し、検査においても着眼として検証する。

#### ア 業務管理態勢

- 「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（以下「コード」という。）に沿って業務を実施するための体制の整備及び運用状況

12 大手監査法人については、毎年実施するモニタリングの中で情報収集を行う。準大手監査法人については、検査該当年度の法人は、検査時に、それ以外の法人は、前回検査のフォローアップ時に情報収集を行う。

13 中小規模監査事務所については、例えば、登録上場会社等監査人を対象にしたサーベイを実施するといった取組を検討している。

監査事務所として、資本市場のゲートキーパーとしての役割を適切に果たし、会計監査に対する社会の期待に応えるためには、各監査事務所において、その規模・特性等に応じた適切なガバナンスを構築することが必要不可欠である。登録上場会社等監査人には、コードに沿って業務を実施するための体制及び適用状況を公表するための体制（公認会計士法施行規則第96条）を整備する義務が課されている。

このことを踏まえ、登録上場会社等監査人については、コードに沿った体制の整備及び運用状況を重点的に検証する。特に、①組織として、監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有しているか、②監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能が確保されているかなどについて重点的に検証する。

#### ○監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮するとともに、経営層において、法人全体での監査の品質の水準を的確に把握した上で、監査の品質や職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成し、かつ、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築することが重要である。については、トップの姿勢を含む、経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを重点的に検証する。

### イ 品質管理態勢

#### ○品質管理態勢の実効性

監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけではなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を真に発揮するものとなっているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかについて重点的に検証する。

#### ○品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況の検証

品質管理基準等で求められている、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備・運用状況について重点的に検証する。

#### ○監査資源の確保、育成（教育・訓練を含む）及び配分

監査の品質の確保・向上を図るためには、被監査会社の数、監査上のリスク等に見合った十分な監査資源を確保・育成の上、これを適切に配分することが重要である。このことを踏まえ、職場環境の整備状



況、離職率低減に向けた取組、監査報酬に係る方針を含め、監査事務所における監査資源の確保、育成及び配分の状況について重点的に検証する。

○監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等

上場会社の監査人の交代が引き続き相当数生じている状況等を踏まえ、上場被監査会社との監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯（大規模上場会社又は監査上のリスクが高いと思われる上場会社との監査契約の新規受嘱に係る経緯等）、新規受嘱時におけるリスク評価や監査報酬に係る決定過程等の適切性、監査実施態勢の整備状況及び引継の実施状況について重点的に検証する。

○審査の実効性

監査事務所は、原則として全ての監査業務について、監査チームが行った監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針又は手続を定め、運用することが求められている。審査担当者が実施している審査の実効性について重点的に検証する。

○倫理規則の遵守状況

倫理規則については、報酬依存度、非保証業務、審査担当者等の客観性確保等に関する規定の遵守状況について重点的に検証する。

○監査調書の管理の状況

監査人は、監査報告書日後、適切な期限内に、監査調書を整理し、監査ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を完了するとともに、監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存状況について、十分な配慮が求められているが、検査において監査調書の不適切な追加・修正を行った事例などが見られたことから、監査調書の管理（監査調書の不適切な修正等の防止を含む。）の状況について重点的に検証する。

ウ 個別監査業務

○不正リスクに対応した監査の実施状況

不適切な会計処理事案の発生状況等を踏まえ、不正リスクに対応した監査の実施状況（不正を実行する動機やプレッシャー、又は不正を実行する機会を与える事象や状況といった不正リスク要因の識別や、不正による重要な虚偽表示リスクの評価において、より注意深く、批判的な姿勢で、十分に職業的懐疑心を発揮しているか、また、識別・

評価した不正リスクに対応した監査手続を適切に立案・実施しているか)について重点的に検証する。

#### ○収益認識に係る監査の実施状況

収益認識に係る監査における不備の発生状況等を踏まえ、収益認識に係る監査の実施状況（収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを適切に判断した上で、識別・評価した不正リスクに対応した監査手続を適切に立案・実施しているかなど）について重点的に検証する。

#### ○会計上の見積りに係る監査の実施状況

会計上の見積りに係る監査における不備の発生状況等を踏まえ、見積りの不確実性の程度を勘案した上で、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを適切に識別・評価し、経営者の仮定の合理性等に留意して、当該リスクに対応した監査手続を適切に実施しているかなどについて重点的に検証する。

#### ○グループ監査の実施状況

改正後の監査基準報告書（以下「監基報」という。）600「グループ監査における特別な考慮事項」については、令和6年4月1日以降開始する事業年度及び会計期間に係る財務諸表の監査から（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所は、令和6年7月1日以降開始する事業年度及び会計期間に係る財務諸表の監査から）適用されている。このことを踏まえ、改正後の監基報に基づいた監査手続を適切に実施しているかなどについて重点的に検証する。

#### ○KAMの決定過程や監査上の対応の記載内容・実施状況

KAMに係る手続における不備の発生状況等を踏まえ、KAMの決定過程（決定に際し、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションが行われているか、また、特段の検討を行うことなく、前期の監査報告書（前任監査人によるものを含む。）と同様の内容としていないか）や監査上の対応の記載内容（KAMの決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容が具体的に記載されているか）及び実施状況（監査上の対応として記載された手続が適切に実施されているか）などについて重点的に検証する。

## エ その他

### ○品質管理レビューの実効性

上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、品質管理レビューについては、登録上場会社等監査人等の適格性の確認手段として、更に重要性が増している。このことを踏まえ、品質管理レビューの実効性について重点的に検証する。

### ○IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

IPO を目指す企業が成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができる環境整備が進められているかという観点から、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況について引き続き確認する。

### ○デジタル技術・AI を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）

監査のデジタル化・AI 活用の進展により、不正検知等における監査手続の実効性が向上するとともに、監査資源の効果的かつ効率的な配分が実現していくことが期待されることに鑑み、デジタル技術・AI を活用した監査ツールの開発・導入状況等を継続して把握する。併せて、監査事務所において、サイバー攻撃の高度化等に見合った、適切なサイバーセキュリティ対策が講じられているかについて確認する。

## （６）外国監査法人等に対する検査

外国監査法人等<sup>14</sup>に対する検査先の選定に当たっては、令和 6 事務年度に実施した報告徴収の結果のほか、当該外国監査法人等の監査先である外国会社等に係る監査上のリスク等を考慮する。また、検査の実施に当たっては、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」<sup>15</sup>、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」<sup>16</sup>に基づき適切に対応する。

## （７）国内外の関係機関との連携

審査会は、金融庁、証券取引等監視委員会、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関のほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・

14 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者（公認会計士法第 34 条の 35）。

15 外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続や留意事項等について定めたもの（平成 21 年 9 月公表）。

16 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めたもの（最終改正：令和 6 年 6 月）。

連携等を継続していく。また、意見交換・連携を通じて得られた情報をモニタリングに積極的に活用していくほか、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析に努める。さらに、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し、適切な対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を引き続き登用するほか、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じて、人材の育成を今後も進めていく。

### 3 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

- ・ 協会は、上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、品質管理レビューとして、これまでの「通常レビュー」及び「特別レビュー」に加えて、「登録の審査のためのレビュー」を導入するとともに、高い規律付けの一環として、新たな目線で品質管理レビューを実施していく観点から、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」（以下「適格性の確認ガイドライン」という。）の策定、改正等の対応を行っている。
- ・ これまで協会では、上場会社等監査人名簿への登録申請時において、適格性の確認ガイドラインに基づく品質管理システムの整備状況の確認に重点が置かれてきたが、登録後においては整備された品質管理システムが適切に運用されているかどうかについても確認する必要があるため、今後適格性の確認ガイドラインを改正して、品質管理システムの運用状況の不備に係る着眼点及び判断基準を追加することとしている。また、昨今、会計不正事例が散見されていることや、不正リスクの識別及び評価並びに対応に係る監査手続について、多くの監査事務所で勧告事項が見受けられていることを踏まえ、今後適格性の確認ガイドラインを改正して、不正リスク対応等に関して不備とする事項に関する重要度の判断目線を示すことにより、個別監査業務についても高い目線でレビューを実施していくこととしている。
- ・ 審査会においては、協会との間で、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていくとともに、上記の品質管理レビューの実施状況についても確認していく。また、「モニタリングにおいて重視する事項」とした品質管理レビューの実効性の検証結果について、適時の情報共有を行うなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していく。さらに、審査会検査と協会の品質管理レビューのそれぞれの果たすべき役割やそれを踏まえた連携として、個別事案に関する協会との共有、審査会が主催するレビューアー向けの研修を継続して実施していくほか、協会による中小規模監査事務所への指導・監督

機能の強化等についても引き続き議論していく。

## 4 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果について広く一般に情報提供し、監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、モニタリング情報の提供に当たっては、以下の点に留意する。

### ア 監査役等への検査結果の伝達

監査事務所に対し、指摘内容等が的確に伝達されるよう、また、被監査会社の監査役等に対して、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、引き続き、検査結果の記載内容の充実に努める。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているかについて、引き続き確認する。

### イ モニタリングレポート

審査会は、市場関係者等の監査に対する理解の深化を目的として、平成28年から、モニタリングの成果等をまとめたモニタリングレポート<sup>17</sup>を公表している。当該レポートについては、利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努めるほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

### ウ 検査結果事例集

審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を促す観点から、平成20年以降、検査で確認された事例等を取りまとめた、監査事務所検査結果事例集<sup>18</sup>を公表している。今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう、最新の事例への入替えとともに、事例の理解に資するように積極的に図表を活用する等により、記載内容の充実を図るほか、分かりやすい内容とするように取り組んでいく。また、引き続き、当該事例集を活用した

---

17「令和8年版モニタリングレポート」

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20260717/20260717-1.html>)では、本基本計画中の「1（1）監査業務の動向」等に関し、より詳細な情報を提供しているので、併せて参照されたい。

18「監査事務所検査結果事例集（令和8事務年度版）」

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20260717/20260717-2.html>)では、本基本計画中の「1（2）監査事務所における課題」等に関し、より詳細な情報を提供しているので、併せて参照されたい。

講演・説明会を全国の協会地域会で実施するとともに、当該事例集の内容について、市場関係者に対する情報発信を積極的に行っていくほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

以上